

令和6年3月28日

第3回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 3 号

令和6年 第3回 定例会

日時：令和6年3月28日（木）午後2時

場所：区議会第二委員会室

「出席」	教 育 長	加 藤 裕 一	
	教育長職務代理者	清 水 俊 明	
	委 員	坪 井 節 子	
	委 員	福 田 雅	
「説明のために出席した教育局職員」	教育推進部長	新 名 幸 男	
	子育て支援課長	篠 原 秀 徳	
	教育総務課長兼 真砂中央図書館長	宇 民 清	
	学 務 課 長	中 川 景 司	
	教育推進部副参事	宮 原 直 務	
	教育指導課長	赤 津 一 也	
	児童青少年課長	鈴 木 大 助	
	教育センター所長	木 口 正 和	
	「書記」	庶務係主事	星 考 貴

令和6年

第3回教育委員会定例会

令和6年3月28日（木）午後2時
場 所 第二委員会室
議事録署名人 清水俊明委員

第1 議事録の承認

議事録第1号（令和6年第1回定例会）

議事録第2号（令和6年第2回定例会）

第2 議案の審議

第9号議案 文京区教育委員会会議規則の一部を改正する規則（継続審議）

第15号議案 文京区教育局処務規則の一部を改正する規則

第16号議案 文京区教育委員会事案決定規則の一部を改正する規則

第17号議案 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第18号議案 文京区立図書館処務規則の一部を改正する規則

第3 報告事項

- (1) 「（仮称）子どもの権利擁護に関する条例」の制定について (資料第1号)
- (2) 令和6年2月定例議会の審議概要について (資料第2号)
- (3) 令和5年度文京区区政功表彰受賞者について (資料第3号)
- (4) 奨学資金に対する寄付の受領について (口 頭)
- (5) 学校選択制度の実施に伴う令和6年度進路意向確認票の回答状況について (資料第4号)
- (6) 文京区立小・中学校給食費の改定について (資料第5号)

第4 その他の事項

「開 会」

(14:00)

○加藤教育長 それでは、定刻になりましたので、第3回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員は、小川委員が欠席、そのほかの委員は出席いただいております。理事者は、宇津木教育推進部副参事が欠席しております。

なお、今回の報告事項(1)の説明につきましては、篠原子育て支援課長に出席していただいております。よろしくお願いいたします。篠原課長につきましては、報告事項の質疑が終わり次第、退席させていただきます。

続きまして、本日の議事録署名人ですが、清水委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(はい)

第1 議事録の承認

議事録第1号(令和6年第1回定例会)

議事録第2号(令和6年第2回定例会)

○加藤教育長 それでは、議事日程に入らせていただきます。

第1「議事録の承認」です。議事録第1号及び第2号がお手元にあると思っております。事前にご確認いただいておりますが、なお訂正の必要がありましたら、この会の終了までにお申し出いただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議案の審議の前に会議の運営についてお諮りしたいと思います。

議案のうち、第15号議案及び第16号議案、また第18号議案が関連性の高い内容となっておりますので、こちらにつきましては、提案理由と質疑は一括で行いたいと思っております。採決については個別で行おうと考えております。よろしいでしょうか。

(異議なし)

第2 議案の審議

第9号議案 文京区教育委員会会議規則の一部を改正する規則(継続審議)

○加藤教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日は5件です。

初めに、第9号議案「文京区教育委員会会議規則の一部を改正する規則(継続審議)」の件について説明をお願いいたします。

○**教育推進部長** ただいま議題とされました第9号議案、文京区教育委員会会議規則の一部を改正する規則につきまして、前回からの継続審議となりますが、オンラインでの教育委員会開催等の規定整備を行うものでございます。

ページをおめくりいただきまして、3ページの新旧対照表をご覧ください。

第3条の2第1項において、オンラインでの教育委員会の開催を規定するとともに、第3条の2第2項、第3項、第6条及び第14条において、開催に当たり必要な事項の規定を整備するものでございます。

また、第24条の採決の方法について異議の有無を問う方法を追加するものでございます。

この規則の施行は公布の日からでございます。

以上よろしくご審議の上、原案のとおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○**加藤教育長** 教育総務課長のほうから補足の説明があるということでございます。

○**教育総務課長** 今回の議案につきましては、前回ご提案をさせていただき、継続審議となったものです。今回、オンラインでの開催を規則に盛り込ませていただきましたが、今までの教育委員会において行われていたメール等での書面開催、それと対面ではありますが持ち回りでの開催、その2種類について、提案に盛り込まれていなかったのもので、そこを規定上どう考えるのかということをご意見いただきまして、継続審議になったものでございます。

まず、書面開催についてですけれども、書面開催は、コロナ禍にあったということで暫定的に行ったということであり、今後につきましては、書面開催は行わないものと考えております。そのため、今回の規則には盛り込んでございません。

次に、持ち回り開催につきましては、各自治体の状況を確認しましたがけれども、各会議体において、これを規定整備しているところはほとんどない状況です。若干、先進的な取組みで、異なる会議体において一部盛り込んでいる事例が見受けられますので、そういった自治体の動きも見ながら必要性に応じて規定整備は今後行ってまいりたいと考えております。

このような状況から、今回の議案の内容は、2月にご提案をさせていただいた内容と同じ内容になってございます。よろしく願いいたします。

○**加藤教育長** 継続審議の案件で、前回、坪井委員のほうからもご質問ございましたけれども、ただいまの提案理由と補足説明の内容でよろしいでしょうか。

○**坪井委員** はい、結構です。

○**加藤教育長** ほかの委員の方もよろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきましては、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

ただいまの規則の改正の中でも説明がございましたように、採決の方法につきましては、これまでと変更ありませんが、この場で改めて確認をさせていただきたいと思います。今後の採決の方法につきましては、異議の有無を問う方法でこれまでどおり行いたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 はい。それでは、そのようにさせていただきます。

第 15 号議案 文京区教育局処務規則の一部を改正する規則

第 16 号議案 文京区教育委員会事案決定規則の一部を改正する規則

第 18 号議案 文京区図書館処務規則の一部を改正する規則

○加藤教育長 冒頭で確認させていただきました第 15 号議案、第 16 号議案、第 18 号議案の内容になります。

まず、第 15 号議案「文京区教育局処務規則の一部を改正する規則」、第 16 号議案「文京区教育委員会事案決定規則の一部を改正する規則」、第 18 号議案「文京区立図書館処務規則の一部を改正する規則」。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第 15 号議案、第 16 号議案及び第 18 号議案につきまして、一括して提案理由をご説明いたします。

これら 3 議案は、主に令和 6 年 4 月 1 日付の組織改正に伴い、規定整備を行うものでございます。

初めに、第 15 号議案、文京区教育局処務規則の一部を改正する規則でございます。ページをおめくりいただきまして、4 ページの新旧対照表をご覧ください。

初めに、多様化、複雑化する教育課題に対応するため、教育推進部に教育施策推進担当課長を設置するに当たり、第 4 条第 2 項及び第 4 項を新たに規定いたします。

次に、5 ページをご覧ください。こちらの改正は、既に令和 5 年 9 月から実施している区立学校の学校給食費無償化及び令和 6 年度より実施する無償化の対象外となる児童・生徒等に係る給付

金事業を実施するため、学務課に課務担当主査を設置するものでございます。

次に、7ページをご覧ください。こちらの改正は、育成室の待機児童解消のため、公設民営育成室を増設し、そのふえた業務を担うため、児童青少年課に新たに課務担当主査を設置するものでございます。

その他各課の所掌事務を整理し、定めるものでございます。

この規則の施行は令和6年4月1日でございます。

次に、第16号議案、文京区教育委員会事案決定規則の一部を改正する規則でございます。ページをおめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。

第2条第2項において、教育施策推進担当課長を追加するもので、この規則の施行は令和6年4月1日でございます。

次に、第18号議案、文京区立図書館処務規則の一部を改正する規則でございます。ページをおめくりいただきまして、2ページの新旧対照表をご覧ください。

初めに、第2条は、組織について、現在、企画調整及び広報等と図書館の評価に関する事務を担当している計画担当を図書館の改築及び改築を契機とした図書館機能向上を担う施設整備担当に改めるものでございます。

次に、第6条は、第2条で定めた係等の設置に伴い、各係及び課務担当主査の所掌事務を整理し、定めるものでございます。

この規則の施行は令和6年4月1日でございます。

以上3議案につきまして、よろしくご審議の上、原案のとおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 それでは、質疑を一括で行いたいと思います。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 第15号議案の新旧対照表の読み方を教えていただきたいんですが、新旧対照表の3ページ目、教育指導課の中の課務担当主査というところに今まであったものが、左側で削除でなくなっているものがあるんですね。「幼稚園教育職員の任免、分限、懲戒、表彰、サービスその他」というのを全部ひっくるめて「人事に関すること。」に含まれると、1項は読むのか。

6項の「教職員の福利厚生に関すること。」が削除というのは、上についたから削除になっているということで読んでいいのか。

それから、「教科書センターに関すること。」というのは、どこへ行ってしまうのか。そのあたり

の削除しているのがどこに入っているかというのを説明していただければと思います。

○教育指導課長 まず、ご指摘の1項のところは、ご指摘のとおり「人事」にまとめたということです。この経緯としては、ほかもそうなんですけど、ほかの記載されているものの文言と整理をする関係で、今回この機会に見直しをし、文言整理をしたことになります。

あわせて、福利厚生もほかのものと合わせる関係で、上に統合した関係で6項の部分は削除し、教科書センターについては、現在、教育センターで行っていて、教育センターのほうにそのことが記載をされていますので、今回削除をしました。

あわせて、12項について、「科学教育」と書いているものについても、教育センターのほうで行っている関係で、このことについては、「教育指導に関すること。」と文言を整理したものでございます。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。

○清水委員 第18号議案の新旧対照表の1ページの第2条、現行の「(計画担当)」が「(施設整備担当)」に変わったということ、これは業務の内容が変わったということによろしいですか。

○真砂中央図書館長 真砂中央図書館で、全ての館の施設管理運営等を見ていますが、今後、8館2室ある中で改築を予定しているところが2館、大規模改修を予定しているところが1館ございます。それだけの大規模なものになりますと、計画段階からかなり、その業務に注力しなければいけないので、今まで企画調整とか館の評価で置いていた担当を主に館の整備という工事関係の取りまとめを行う担当に変更しました。今まで行ってきた業務については、サービス事業係と役割を分けながら行ってきたところもありましたので、サービス事業係で行います。計画・工事などは、図書館運営に影響する部分が多分にありますので、円滑に進めるために、このような形で、今回課務担当主査とサービス事業係の役割分担を再編したところでございます。

○清水委員 よくわかりました。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

はい。

それでは、案件ごとにお諮りしたいと思います。

第15号議案について、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

続きまして、第 16 号議案について、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第 18 号議案について、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第 17 号議案 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

○加藤教育長 続きまして、第 17 号議案「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 17 号議案、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について、提案理由をご説明いたします。

本案は、令和 5 年 10 月の特別区人事委員会勧告に基づく勤勉手当の支給月数の改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。特別区人事委員会勧告により、令和 5 年 12 月の勤勉手当を管理職以外の職員は 0.1 カ月分、管理職員は 0.05 カ月分引き上げ、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員については、一般職員は 0.05 月分、管理職員は 0.025 月分引き上げましたが、令和 6 年度以降は、引き上げた支給月数を 6 月及び 12 月の勤勉手当で均等にするため、規定を整備するものでございます。

施行期日は令和 6 年 4 月 1 日でございます。

以上よろしくご審議の上、原案のとおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 勤勉手当に関して、ならずためにこれは引き下げているんですけれども、ならしたことによって全体の金額は上がっているんですか、下がっているんですか。どうなんでしょうか。

○教育指導課長 変更はございません。

○坪井委員 前年度に比べて引き上げになっているという意味。

○加藤教育長 前年度と同じですけれども、支給の月をまとめていたものを分けるということです。毎年人勧がありますから、変わっていくことはありますけれども、今回については、支給の月について一括だったものを割っているということです。同じということですので、同じということでもいいですね。

○坪井委員 はい。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

はい。

それでは、お諮りいたします。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第3 報告事項

(1) 「(仮称) 子どもの権利擁護に関する条例」の制定について

○加藤教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。本日は6件です。

初めに、「(仮称) 子どもの権利擁護に関する条例」の制定について。この件について説明をお願いいたします。

○子育て支援課長 子ども家庭部子育て支援課の篠原と申します。資料第1号の「(仮称) 子どもの権利擁護に関する条例」の制定につきまして、ご説明申し上げます。

1 「背景」です。国は、児童福祉法の改正において、さまざまな子どもの権利を支援していくことを明確化しておりますが、依然として児童相談所における虐待件数等が増加傾向にあるなど、子どもの尊厳が脅かされるような状況は解消されていないものでございます。そのため、本区においても、子どもの権利に対し区民等からもさらなる理解を得る必要があることから、この条例を制定するものでございます。

2 「制定の目的」でございまして。(1) 子どもの最善の利益を守るために、全ての方が子どもの権利を理解し、それぞれの生活や活動の中にこの視点を取り入れることを明確にまいります。

(2) 子どもの育ちを地域全体で支えるまちを実現し、虐待を初め子どもの権利侵害が生じないよう取り組むことを明確にまいります。

3 「検討の方向性」です。この方向性につきましては、区民、関係団体、有識者等から構成される条例で定めております文京区子ども・子育て会議において、検討を進めてまいります。検討に当たりましては、子ども・子育て会議の委員の方々に加えて弁護士等の出席を求めまして、意見の聴取等を行ってまいります。

(2) につきましては、お子さんが主体の条例でございまして、お子さん本人からの意見を聴取するとともに、さまざまな権利擁護に関する理解促進のため、令和6年度以降、毎年9月から11

月までを「(仮称) 文の京子ども月間」としまして、普及啓発事業を実施し、区民への周知を図ってまいります。

4「スケジュール」です。適宜議会報告等を挟みながら、子ども・子育て会議において検討を図ってまいります。

令和6年8月には、お子さんを含む区民にアンケート実施をしてまいります。

令和7年度にも、同じアンケートをとりまして、パブリックコメントを経まして、2年間かけてしっかり機運を醸成し、条例の制定に向けるものでございます。

3ページの横長の表をご覧ください。先ほど申し上げたスケジュールを簡単に表にしたものでございます。

令和6年度においては、5月の子ども・子育て会議の後、9月までにこの条例に関する骨子を提案した上で、議会等の報告を経ながら、9月以降に区民に幅広く Web アンケートをとり、子どもの権利についての認識状況やお子さんたちの悩み等を伺ってまいります。

その意見をまとめて、令和7年2月に素案を出しました上で、令和7年度の5月、6月ごろに再びこの条例の素案に関するアンケートを実施いたします。

その上で9月の素案の修正版をもとにさらに子育てフェスを皮切りに始める子ども月間においてパブリックコメントと区民説明会を実施した上で、令和8年2月に最終案を取りまとめて、令和8年3月に制定予定の見込みでございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 文京区でようやく子どもの権利条例の策定を始めるということで、大変うれしく思っております。このスケジュールの中に当然入っていると思いますが、川崎市から始まって既に子どもの権利条例がある区は今はかなりあると思います。そして、子どもの権利条例が既にある23区、市もありますが、ぜひとも資料は全てきちっと集めていただいて、その策定過程でどのような議論があったかというのは、皆さん共有していただきたいというのが1点お願いです。

それから、これが子育て支援課から出ているというのは、多くのところでどうしても虐待の問題がメインになるものですから、そこから出てくることではあるんですが、非常に大きいのは教育部門だと思っています。

学校における子どもの権利保障あるいは幼稚園における子どもの権利保障という視点から言うと、福祉と教育が一緒にならないと、ほかにももちろんありますが、子どもの権利条例の大きいところ

はそこだと思っているんです。教育委員会との連携、そのあたりが今回どういう仕組みになるのかというのを教えていただきたいんです。

○子育て支援課長 今回、制定に当たりましては、当然、子どもを預かる子育て支援課だけで済む話ではなく、全庁にまたがる話です。子どもの意見を聞くという観点においては、例えば公園をつくるとか、さまざまな部分においてお子さんの意見を聴取することが必要とされてきますし、当然、教育委員会の方々とも全庁的に連絡をとりながら、一体になって進めていくということには変わりはありませんので、その方向で進めてまいりたいと思っています。

また、他自治体の動向については当然把握した上で今回検討を進めておりまして、ほかの自治体のいいとこどりプラス、さらに文京区の中で取り入れる部分を取り入れた形での進行にしたいと思っておりますので、その部分は強く進めてまいりたいと考えております。

○加藤教育長 よろしいですか。

○坪井委員 はい。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。

○福田委員 不勉強ですみません。その条例で具体的にどんなことが規定されるんですか。イメージが湧かなくて。

○子育て支援課長 どちらかというとな理念条例ということで、具体的にお子さんの権利を守っていく上で、我々が取り組むべきもの、あとはどうやって意識を高めていくかという子どもの利益を最善に考えたところを主題に、さまざまな各自治体工夫をしながらやっています。ですので、どちらかというとな、我々が持つべき感覚といったところを大まかに規定しながら、それだけですとただの理念条例になってしまいますので、具体的に落とし込むということで、文の京子ども月間において、理念条例に基づくさまざまな事業で幅広く区民の方々に普及をしていくといったところを構えた二段構えのような条例を考えているところでございます。二段構えというか、条例そのものは理念条例ではありますが、具体的に落とし込んでいくところを子育て支援課のほうで推進してまいりたいと考えているところでございます。

○清水委員 先ほど坪井委員のほうからお話あったと思いますが、この教育委員会との連携というのが非常に大切なのではないかなと思います。先ほど、この会議に弁護士等の出席を求めるという文言がございました。坪井委員は弁護士さんであって、こういったところには非常に詳しい方ですので、そういった人が入るのか、あるいはそれはインディペンデントにするのか、その辺のところ、どうしてお考えか教えてください。

○子育て支援課長 弁護士の方々の選定については、一応お2人を予定しておりますけれども、多くの候補の中から文京区のさまざまな事情にも精通された方で、教育委員の方ではない形、インディペンデントな形で今考えております。中には、スクールロイヤーの方々もいらっしゃると思えますし、適切な権利擁護に関する弁護士の方というのはなかなか数がいらっしゃるものですから、そこはしっかりとつかんだ上でお願いをしてまいろうかなと考えているところでございます。

○清水委員 もう一つ。アンケート調査を行うということで、かなりエフォートが必要になると思いますが、これは具体的には何を目的としてアンケートを行うのかということをお教えください。

○子育て支援課長 アンケート項目は、各自治体さまざま工夫を凝らしているんですが、恐らく一般区民の方々には、子どもの権利というのはどういうものかご存じですかみたいなアンケートをとられるケースもあれば、子どもの権利というときさまざまな事例があるわけですが、その権利について知っているか知らないかというところを基本的に聞いていく。その上でお子さんに対しては、どのような悩みがあるかというところをさまざまなこれまでの事例の中から取り上げていった上で、少し掘り下げた質問を考えているところですが、この部分については、今後我々のほうで案をお示しした上で、子ども・子育て会議や議会等でもご意見を賜りながら、決めてまいりたいと考えております。

○清水委員 そういうアンケートは多くやられているので、何が必要かというのは既にわかっていることなんでしょうと思いますが、今の話からすると、回収率が非常に大切なんではないかと思えます。その回収率を高めるための考えというのは何かございますか。

○子育て支援課長 区民の方々が一番届くツールは、子育て世帯にあっても区報であることが、我々の調査でわかっております。まず区報は必ずやります。それ以外に、SNSを使うということで区の公式LINEアカウントがありますので、LINEを通じたアンケートということ。特にこれは世帯を絞ってやるのではなく、多くの方々から意見をいただきたいので、なるべく多くの方々にチラシの配布や学校の啓発等を含めた上で幅広く意見をいただきたいと考えているところでございます。

○清水委員 よくわかりました。

○加藤教育長 先ほど清水委員から言われた1点目の坪井委員の話ですけれども、多分想定している方がいると思われますので、そちらはそれで進めていただいて、ただ、今回と同じように、折々に教育委員会のほうに報告していただければ、教育との連携が大事だという意見に対しても、そのとおりというご回答もいただいておりますので、そのときに坪井委員のほうで何か気づくところがあれば、教育委員会の中でご意見という形でお願いしたいと思えます。

○坪井委員 これから条例制定に向けて条例骨子案等をおつくりになると思うんですが、現時点でお願いをぜひともしておきたということで、現在の状況から2つだけお願いしたいんです。

今、児童福祉分野でも教育の分野でも、子どもの意見表明支援というのが子どもの権利保障で目玉になっています。もちろん虐待の部分もそうなんですが、教育の部分も含めて子どもの意見をどう表明支援するか。児童福祉法もそうなっていますので、その部分、アドボケイト、ここをきっちり項目に入れていただきたいというのが非常に大きな願いです。

もう一つは、モニタリングあるいは権利救済の機関なんですけど、子どもの権利は理念条例ではあるんですけども、それが侵害されたときの救済方法がなければ、本当に理念だけで終わってしまうので、子どもの権利侵害があったときにどういうふうな救済機関を設けるか。あるいはオンブスパーソン制度を設けるのか、権利擁護機関を設けるのか、いろいろな方法がそれぞれあると思いますが、ぜひとも権利条例が理念で終わらずに、具体的に機能するための権利侵害に対する救済機関をきっちりお考えいただきたい。どこでもそれは苦労しているし、実際問題、行政がつくるのが難しいのはわかっていますが、そのこのところを、先ほど福田委員おっしゃったように、理念で終わってしまうかどうかの試金石みたいなところだと思っていますので、その2点ご勘案いただいて、まず骨子案をつくっていただけたらなと思います。よろしくお願いいたします。

○子育て支援課長 委員おっしゃることは大変重要なことだと考えておりますし、大変な困難が伴うことだと区としては認識してございます。ですが、令和7年度に児相ができます。さらに児童福祉審議会や児童相談所設置に伴うさまざまな会議体が設置された上で、子どもの権利を守るというところについては、区の中でもさまざまな議論も含めてお子さんの声を拾っていき、救いにつなげていくというところはますます大事になってくると思っておりますので、当然教育委員会の方々とも連携をしながら、子ども家庭支援センターや児童相談所も含めてしっかりつないでいくということも条例の中に落とし込めるように検討してまいりたいと思います。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

はい。

(子育て支援課長 退席)

(2) 令和6年2月定例議会の審議概要について

○加藤教育長 続きまして、「令和6年2月定例議会の審議概要について」。この件について説明を

お願いいたします。

○**教育総務課長** 資料第2号をご覧ください。先日行われました2月議会の文教委員会につきましては、議案が5件、報告事項が9件でございます。そのうち議案2件と報告事項の1につきましては、子ども家庭部からの提案でございます。

議案3件と報告事項の2から9までが教育局からの提案になりますが、報告事項4の学校選択制度の実施につきましては、この後、資料第4号で報告をさせていただきます。

それ以外の事項につきましては、既に本委員会において報告済みの事項ということでございます。

1枚おめくりいただきまして、一般質問に対する教育長答弁になります。今回は全部で73件でございます。内容については多岐にわたりますが、主なものといたしましては、不登校支援やいじめ対策について、育成室の待機児の解消、また学校の施設整備などがございます。

資料第2号については以上になります。

○**加藤教育長** ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○**清水委員** 育成室の件に関してですが、3ページの③、現在の待機児童を解消するための努力としてどのようなことをしているか、どのくらい待機児童がいるかという質問に対して、教育長が答えになっておりますけれども、この解消する方法について、これだけではなかなか解消し切らないのかなという印象を持ちました。この辺はいかがなものなんでしょうか。

○**児童青少年課長** 昨年8月に、育成室待機児童解消加速化プランというのを設けまして、そこではさまざまな手法を用いまして、育成室を整備するとか、育成室に入れなかったお子様に対しては、放課後全児童向け事業とか、児童館に直接来館できるランドセル来館事業というのを新たに設けたところでございます。

そのほかにも、ここの答弁にもありますが、タクシーを活用した送迎事業等も実施をしまして、待機児童がたくさん出た地区に余裕のある育成室がありますので、そこにタクシーで送迎して結ぶという事業も実施をすることでございます。そういったもので、待機児童ゼロはなかなか難しいんですが、解消は早期に目指していきたいと考えております。

○**清水委員** ある程度見込みがあると思うんですけども、その方法で何%減って、その先何%まで減らせて、何年後にはゼロになるという見通しはいかがなんでしょうか。

○**児童青少年課長** 何年後にゼロになるか、来年度何%減るかというところの数字はまだ出ていない状況でございますが、なるべく早期に解消したいと考えております。

○**清水委員** なかなか難しいところだと思いますけれども、よろしく申し上げます。

○加藤教育長 私から補足で。これは議員の方からの質問で、4月の時点で100人、現在どうかという今の状態を聞かれていて、それに対する答えです。清水委員が気にされていた部分の答えは、7ページの3の①、これは全体像の話をしていて、先ほどの何人ぐらいが見込めるかというところも、360人の定員の確保、ただし、地域偏在があるので、解消するかどうかは見込めないということで、さまざまな対策をとった上で、数としてはそのぐらいを積めるけれども、どうかというのは難しいという回答をしています。

○清水委員 わかりました。前のほうだけしか見ていなかったのです。

○加藤教育長 ここは向こうの質問に対しての答えの部分だけなので、言われるようにそういうふうを感じるのはよくわかります。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

はい。

(3) 令和5年度文京区区政功労表彰受賞者について

○加藤教育長 次に、「令和5年度文京区区政功労表彰受賞者について」。この件について説明をお願いします。

○教育総務課長 資料第3号をご覧ください。こちらは去る3月15日に行われました区政功労者表彰の今年度の教育局にかかわる受賞者がこちらの一覧表のとおりということでございます。

内訳を申し上げますと、教育委員が1名、PTA代表者が5名、学校医等が5名、青少年委員や青少年健全育成会の副会長が8名の計19名となっております。

資料第3号については以上でございます。

○加藤教育長 この件についてご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

はい。

(4) 奨学資金に対する寄付の受領について

○加藤教育長 それでは、「奨学資金に対する寄付の受領について」。この件について説明をお願いいたします。

○教育総務課長 こちらについては口頭でのご報告となります。例年ご寄付をいただいております

文京梅まつり実行委員会から今年度も奨学金の事業に活用していただきたいとの趣旨で 30 万円の寄付を受けてございます。いただいた寄付金につきましては、一旦基金に繰り入れをした上で、奨学金事業の財源として活用をしております。

報告事項の（４）については以上でございます。

○加藤教育長 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

はい。

（５）学校選択制度の実施に伴う令和 6 年度進路意向確認票の回答状況について

○加藤教育長 それでは、「学校選択制度の実施に伴う令和 6 年度進路意向確認票の回答状況について」。この件について説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、資料第 4 号をご覧ください。区教育委員会では昨年 10 月に新中学校 1 年生を対象に希望校調査を実施しており、こちらの表でいいますと左から 2 番目の項目、希望校調査票集計結果に各校の希望人数とその合計を掲載しております。その後、年明けに進路意向確認票の提出を依頼しており、区立中学校への進学予定者を確認しまして、さらに転入予定者などの区域外就学申請者を加えた人数が入学予定者となっております。こちらの表でいいますと、左側 3 番目、4 番目、5 番目の項目がそれぞれの人数となっております。

なお、希望人数の多い第六中学校、第九中学校、茗台中学校、音羽中学校につきましては、令和 5 年 12 月 6 日に抽選を行い、補欠登録を行っております。抽選の結果が参考として掲載している下の表になります。こちらの表の当選者数が繰り上げとなった方の人数で、抽選校の 4 校については、当選者のうち進学の意向が確認された方の人数が上の表の進路意向確認票回答人数に含まれております。

この表は令和 6 年 3 月 11 日時点の数字であり、現時点で進路意向確認票を提出していただいている方もおりますので、今後その方々の回答も集約しまして、区立中学校各校の入学者を最終決定する予定でございます。

報告は以上になります。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

○清水委員 これは昨年度と比べてあまり変化がないんですけど、ただ、第一中学校だけ非常にふえたような気がするんです。これは何か理由がございましてでしょうか。

○学務課長 おっしゃるとおりで、第一中学校が今回、この表で見ても昨年度と同時期と比較して32人の増となっております。通学区域内、通学区域外全体としてふえているというところはございます。ただ、現時点で、何でここまで増加したかという具体的な理由はわかっておりません。今後、学校にも協力してもらいながら、第一中学校を選択した生徒がふえた理由は4月以降で確認できればとは考えてございます。

○清水委員 よろしくをお願いします。

○坪井委員 クラスですけど、34人とか39人のところは2クラスになるんですか。

○学務課長 こちらのクラスについては1クラスということになります。東京都のほうでは、中1ギャップということで中学1年生については35人学級を設定できることにはなっております。ただ、その中で、35人学級にしたときに1クラスが20人を下回らないようにすることという条件がございまして、第三中学校あるいは文林中学校については、今現在この人数であれば1クラスということになるんですが、35人を超えた場合は、加配の教員を設置することができますので、そういったところで35人学級に相当するような手厚い教育を担保していくという考え方がございます。

○福田委員 参考までに教えてほしいんですが、大きなトレンドとして、区立の中学校に通う子は減っているというトレンドなんですか。

○学務課長 中学校については、横ばいといいますか、トレンドとして大きくふえているとも言えませんし、だからといって公立中学校人気は落ちているということもございません。もちろん、今、清水委員からご質問があったように、特定の中学校で少しふえているなというところは見受けられるんですけども、現状では、区立中学校全体として大きな増減はないと認識はしております。

○加藤教育長 ほかはよろしいですか。

はい。

(6) 文京区立小・中学校給食費の改定について

○加藤教育長 それでは、「文京区立小・中学校給食費の改定について」。この件について説明をお願いします。

○学務課長 資料第5号をご覧ください。学校給食につきましては、食材費の値上がりを受けて、令和4年6月分以降、安全・安心かつ栄養価が確保された給食を維持するため補助を行ってまいりましたが、物価高騰の状況が長引いていることを踏まえ、令和6年度については、補助分を1食当たりの単価に上乘せし計上することといたしました。

また、牛乳供給価格の上昇分5円を上乗せしまして、改定後の料金表に掲載のとおり、令和5年度と比べて1食当たりの単価を小学校20円、中学校25円引き上げることいたしました。

なお、令和6年度も引き続き、学校給食無償化を実施いたしますので、今回の単価引き上げに伴う保護者負担は発生いたしません。

また今回の報告の中にはございませんが、現在小学校5年生及び中学校1年生が移動教室で利用している八ヶ岳高原学園の指定管理者より、食材費の高騰に伴う食事料金の改定について相談を受けているところがございます。学務課において内容を確認し、料金改定が必要であると判断した場合はまた改めて報告をさせていただきたいと思っております。

以上になります。

○加藤教育長 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

はい。

それでは、報告事項については以上になります。

用意した案件は以上で全てになります。

第4 その他の事項

○加藤教育長 その他、何かございますでしょうか。

よろしいですか。

はい。

それでは、第3回定例会はこれをもって終了させていただきます。本日はありがとうございました。

(14:47)

令和6年3月28日

議事録署名人

教育長

委員